

第

4532  
号

REA  
DAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 7月24日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 割引券、優待券の取扱い

**Q**：当社は飲食店を営んでいます。割引券を配布して売上を伸ばそうと思いますが、この割引券は税務上、どのように取り扱われるのですか？

**A**：不特定多数の者に配布されるものは広告宣伝費等に該当し、株主や取引先など特定の者に配布されるものは交際費等に該当します。

### 【解説】

法人税では、不特定多数の者を対象に宣伝的効果を意図して支出する費用は、交際費に該当せず、広告宣伝費として取り扱うこととされています。

したがって、街頭で配布する割引券や優待券は、広告宣伝費等として処理することができますが、この場合の費用には、割引券等の製作費用だけでなく、実際に割引をした金額も費用として損金に算入することが認められます。

これに対して、株主や取引先など特定の者に対して割引券等を配布する場合の費用は、広告宣伝費ではなく、交際費等として取り扱われますが、この場合の交際費等の額は、割引券等の額面金額ではなく、割引券等を製作する費用と割引券の額面に対応する原価相当額がこれに該当することになります。

このように、割引券等はその配布する相手先によって税務の取扱いが違ってきますので、きちんと区別できるようにしておく必要があります。

